

大分県バドミントン協会出張旅費・日当・駐車場代等支給規則

第1条 この規則は、大分県バドミントン協会の役員(以下「役員」という。)が会務のため出張したときに支給する出張旅費・出張に係る日当・駐車場代等について規定する。

第2条 本会の予算の範囲内において、出張旅費(以下「旅費」という。)として、別表1(県外旅費)・別表2(県内旅費)に示す額を支給する。

また、下記の会務に出張した時、旅費に加えて別表3により出張に係る日当(以下「日当」という。)及び有料駐車場代(以下「駐車場代」という。)等を支給する。

但し、天災その他やむをえない事由があった場合は、その現により支給する。

2 社会人、レディース、学連、高校部、中学部、小連・スポ少部(以下「各連盟」という。)において既に旅費規定等を設置している場合は、その規定で運用することを認める。

- (1) 会議・組み合わせ会・他機関との打ち合わせ会に出席した役員
- (2) 審判・指導者等養成講習会の講師及び補助員
- (3) 大会に参加した本部役員・運営要員・審判員・補助員等
- (4) 強化練習会に参加した指導者及び強化補助員等
- (5) 県外等への派遣審判員
- (6) 有料駐車場を使用した場合の実費

(注) 上記に該当する役員とは、県・県スポ協・日バ・九州連盟・県協会長 理事長・各種事業等責任者から派遣依頼があった者に限る。

第3条 宿泊を必要とする場合は、県外1泊10,000円を支給する。
県内1泊7000円以内の実費を支給する。

第4条 県を代表して参加する選手・監督の旅費等は所属する各連盟において、予算の範囲内で支給することができる。

但し、県が派遣する選手・役員等(国体等)の旅費・日当は県の規程を適用する。

第5条 他機関から旅費等が支給された場合は、本規則を適用しない。

第6条 本会が支給する上記以外の課税対象経費を受給した場合は、受給者の責により国・県・市町村等への税の支払い義務を負う。

附 則

この規則は、平成14年4月21日から施行する。

この規則は、令和4年4月29日から施行する。

大分県バドミントン協会県外交通費早見表(別表1)

項	出張先	大分県	項	出張先	大分県
1	北海道	70,000	25	滋賀県	30,000
2	青森県	70,000	26	京都府	
3	岩手県		27	大阪府	
4	宮城県		28	兵庫県	
5	秋田県		29	奈良県	
6	山形県		30	和歌山県	
7	福島県		31	鳥取県	20,000
8	茨城県		32	島根県	
9	栃木県	33	岡山県		
10	群馬県	34	広島県		
11	埼玉県	50,000	35	山口県	20,000
12	千葉県		36	香川県	
13	東京都		37	徳島県	
14	神奈川県		38	愛媛県	
15	山梨県		39	高知県	
16	新潟県	50,000	40	福岡県	8,000
17	長野県		41	佐賀県	10,000
18	富山県		42	長崎県	12,000
19	石川県		43	熊本県	8,000
20	福井県		44	大分県	県内旅費
21	静岡県	40,000	45	宮崎県	12,000
22	愛知県		46	鹿児島県	13,000
23	三重県		47	沖縄県	40,000
24	岐阜県				

宿泊費 1泊当たり

県外 10,000円とする。

県内 7,000円以内の実費とする。

大分県バドミントン協会県内旅費早見表(別表2)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	大分市	由布市	別府市	日出町	杵築市	国東市	姫島村	豊後高田市	宇佐市
大分市	300	1,800	1,100	2,000	2,700	4,100	5,400	3,900	4,100
由布市	1,800	300	2,500	3,400	3,900	5,400	6,300	5,100	5,300
別府市	1,100	2,500	300	1,200	2,000	3,500	4,800	3,200	3,400
日出町	2,000	3,400	1,200	300	1,000	2,800	4,100	2,500	2,700
杵築市	2,700	3,900	2,000	1,000	300	2,100	3,500	2,500	2,800
国東市	4,100	5,400	3,500	2,800	2,100	300	2,000	2,900	3,600
姫島村	5,400	6,300	4,800	4,100	3,500	2,000	300	2,300	3,000
豊後高田市	3,900	5,100	3,200	2,500	2,500	2,900	2,300	300	1,200
宇佐市	4,100	5,300	3,400	2,700	2,800	3,600	3,000	1,200	300
中津市	5,000	6,100	4,300	3,600	3,700	4,500	3,900	2,300	1,600
九重町	4,100	3,000	3,500	3,900	4,600	6,000	5,800	4,200	3,600
玖珠町	4,300	3,300	3,700	4,100	4,800	6,000	5,600	4,000	3,500
日田市	6,000	4,900	5,300	5,700	6,200	6,700	6,400	5,300	4,800
豊後大野市	2,700	3,900	3,400	4,000	4,700	6,100	6,600	5,800	6,000
竹田市	3,800	3,100	4,500	5,200	5,800	6,500	7,000	6,400	6,500
臼杵市	2,500	3,800	3,200	3,900	4,600	6,000	6,500	5,700	5,900
津久見市	3,000	4,200	3,700	4,400	5,000	6,200	6,700	6,000	6,200
佐伯市	3,900	5,100	4,600	5,200	5,900	6,500	7,000	6,400	6,500
	大分市	由布市	別府市	日出町	杵築市	国東市	姫島村	豊後高田市	宇佐市

	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	中津市	九重町	玖珠町	日田市	豊後大野市	竹田市	臼杵市	津久見市	佐伯市
大分市	5,000	4,100	4,300	6,000	2,700	3,800	2,500	3,000	3,900
由布市	6,100	3,000	3,300	4,900	3,900	3,100	3,800	4,200	5,100
別府市	4,300	3,500	3,700	5,300	3,400	4,500	3,200	3,700	4,600
日出町	3,600	3,900	4,100	5,700	4,000	5,200	3,900	4,400	5,200
杵築市	3,700	4,600	4,800	6,200	4,700	5,800	4,600	5,000	5,900
国東市	4,500	6,000	6,100	6,700	6,100	6,500	6,000	6,200	6,500
姫島村	3,900	5,800	5,600	6,400	6,600	7,000	6,500	6,700	7,000
豊後高田市	2,300	4,200	4,000	5,300	5,800	6,400	5,700	6,100	6,400
宇佐市	1,600	3,600	3,500	4,800	6,000	6,500	5,900	6,200	6,500
中津市	300	3,600	3,400	3,700	6,400	6,800	6,300	6,500	6,800
九重町	3,600	300	500	2,500	5,500	4,200	6,000	6,200	6,500
玖珠町	3,400	500	300	2,300	5,700	4,500	6,100	6,300	6,600
日田市	3,700	2,500	2,300	300	6,500	6,000	6,700	6,900	7,200
豊後大野市	6,400	5,500	5,700	6,500	300	1,900	2,400	2,900	3,000
竹田市	6,800	4,200	4,500	6,000	1,900	300	3,800	4,200	4,300
臼杵市	6,300	6,000	6,100	6,700	2,400	3,800	300	1,200	2,900
津久見市	6,500	6,200	6,300	6,900	2,900	4,200	1,200	300	2,200
佐伯市	6,800	6,500	6,600	7,200	3,000	4,300	2,900	2,200	300
	中津市	九重町	玖珠町	日田市	豊後大野市	竹田市	臼杵市	津久見市	佐伯市

宿泊費 1泊当たり 県外10,000円 県内7,000円以内の実費とする。

中・高生の旅費については、交通費の実費を支払う。

各種会務に参加した場合の日当額(別表3)

大分県バドミントン協会

項目	内容		支給額	備 考
会議等	県内	1回又は1日	1,000 円	県・県スポ協・日バ・九州連盟・県協会長等から公文書等により会議出席依頼があった場合に限る。
	県外	1日	2,200 円	
組み合わせ会議	県内	1回又は1日	1,000 円	理事長・大会開催責任者等から出席依頼があった場合に限る。
	県外	〃	-	旅費・日当・宿泊費等については依頼団体と協議して決定する。
講習会	部外講師	1回又は1日	相場	謝金として税込み価格を支給する。税金等の支払いは受給者が行う。
	講師(会員)	〃	2,000 円	会員であるため謝金ではなく出張手当として支給する。 但し、日本(県)スポーツ協会委託事業の場合は、日本(県)スポーツ協会の規程に準じる。
大会	本部役員		2,000 円	理事長・審判委員長・大会開催責任者等から出席依頼があった場合に限る。
	運営要員		2,000 円	
	審判員	一般	2,000 円	
	審判補助員	中・高校生	0 円	使用済みシャトルを支給する。必要に応じて学校所在地からの公共交通機関の交通費(実費)を支払う。
強化練習会	外部指導者	1回又は1日	相場	謝金として税込み価格を支給する。税金等の支払いは受給者が行う。
	指導者(会員)	〃	2,000 円	会員であるため謝金ではなく出張手当として支給する。
	補助員(会員)	〃	1,000 円	〃
	中高生	〃	交通費(実費)	(注)必要に応じて学校所在地からの公共交通機関の交通費(実費)を支払う。
派遣審判員	審判員		-	旅費・日当・宿泊費等については依頼団体と協議して決定する。 但し、県協会長・理事長が派遣審判員として指名した者に限る。